

問 1

給与所得に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%

※住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

## (問題1)

(設問A) 浜松さんが、平成28年中に勤務先であるHR株式会社から受け取った給与等が以下のとおりである場合、浜松さんの平成28年分の所得税の計算上、給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。

項目	金額	備考
基本給	4,700,000円	
賞与	1,300,000円	
家族手当	240,000円	・ 子ども2人について、毎月20,000円が支給されている。
資格手当	180,000円	・ CFP <sup>®</sup> 認定者であることにつき、毎月15,000円が支給されている。
通勤手当	240,000円	・ 電車を利用し、1ヵ月当たり通勤用定期乗車券として、20,000円が支給されている。 ・ 合理的な運賃等の額(注)であり、通常必要と認められるものである。
宿泊手当	125,000円	・ 職務上の出張に際し通常必要とされる費用で、旅費規程に基づき宿泊費等として、支給を受けたものである。
勤続手当	100,000円	・ 勤続20年記念として、商品券100,000円分の支給を受けたものである。

(注)「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路または方法による運賃または料金の額をいう。

1. 6,420,000円
2. 6,520,000円
3. 6,645,000円
4. 6,760,000円

## (問題2)

(設問B) 会社員の目黒さんは、今から18年前に一時払養老保険を契約しており、その保険が今から2年後に満期となる。仮に目黒さんの2年後の給与所得等が以下のとおりである場合、この満期保険金を受け取ることにより増加する税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

[給与および所得控除に係るデータ]

- ・ 給与所得の金額 5,400,000円
- ・ 所得控除額 2,200,000円(所得税および住民税とも同額として計算する)

[一時払養老保険に係るデータ]

- ・ 満期保険金の額 4,100,000円
- ・ 既払込保険料の額 3,000,000円
- ・ 保険契約者、保険料負担者、保険金受取人はいずれも目黒さんである。

1. 3,930,000円
2. 3,945,000円
3. 4,020,000円
4. 4,040,000円

## (問題3)

(設問C) 米田さんは、株式会社HGの取締役である。HG社は、米田さんを被保険者として下記の保険を契約している。米田さんの平成28年分の給与所得の金額の計算上、給与の収入金額に含まれる金額として、正しいものはどれか。

項目	養老保険(注1)	定期保険(注2)
契約者	株式会社HG	株式会社HG
被保険者	米田さん	米田さん
保険料負担者	株式会社HG	株式会社HG
平成28年中に支払った保険料	300,000円	120,000円
生存保険金の受取人	株式会社HG	—
死亡保険金の受取人	株式会社HG	米田さんの遺族

(注1) 養老保険は、すべての役員を対象とした契約である。

(注2) 定期保険は、米田さんのみを対象とした契約である。

1. 0円
2. 120,000円
3. 300,000円
4. 420,000円

問2

会社員の北村さんは、亡くなった父が生前に自宅として使用していた建物とその敷地を相続により取得しました。この建物は相続後しばらく空き家になっていましたが、北村さんは賃貸等の有効活用を検討することにしました。北村さんの不動産の有効活用等に係る所得税に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4)

(設問A) 北村さんが、この建物を平成30年1月1日より賃貸したときの収支の予想に関する資料等が以下のとおりである場合、北村さんの平成30年分の不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

<収支に関する資料>

- ・ 貸家の年間賃貸収入（総収入金額） 176万円
- ・ 固定資産税 22万円
- ・ その他必要経費 7万円

<減価償却に関する資料>

- ・ 建物の取得価額（父の取得価額） 2,000万円
- ・ 建物の取得日（父の取得日） 平成18年1月10日
- ・ 父の相続開始年月日 平成28年4月7日
- ・ 耐用年数 22年

償却方法	償却率
定額法	0.046
定率法	0.091

<備考>

- ・ 確定申告は青色申告により行うものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。
- ・ 賃貸物件は上記の貸家1棟のみである。
- ・ 償却方法の届出は行っていない。
- ・ 平成29年末の未償却残高相当額は1,330万円とする。

1. 159,700円
2. 450,000円
3. 550,000円
4. 758,200円

## (問題5)

(設問B) 北村さんが父から相続した建物を賃貸せずに取り壊し、その敷地を平成30年1月1日より駐車場として賃貸したときの収支の予想に関する資料等が以下のとおりである場合、北村さんの平成30年分の不動産所得の金額として、正しいものはどれか。

## &lt;収支に関する資料&gt;

- ・ 駐車場の年間賃貸収入（総収入金額） 270万円
- ・ 駐車場設備のための借入金返済額等
  - 元本返済額 20万円
  - 利子支払額 2万円
- ・ 固定資産税 72万円
- ・ 建物の取壊し費用 70万円
- ・ 建物の取壊し時の時価 400万円

## &lt;減価償却に関する資料&gt;

- ・ アスファルト敷設費用 80万円
- ・ 取得日 平成29年12月20日
- ※事業供用日は平成30年1月1日である。
- ・ 耐用年数 10年

償却方法	償却率
定額法	0.100
定率法	0.200

## &lt;備考&gt;

- ・ 確定申告は青色申告により行うものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。
- ・ この駐車場の駐車台数は10台である。
- ・ 償却方法の届出は行っていない。

1. ▲292万円
2. 108万円
3. 170万円
4. 178万円

## (問題6)

(設問C) (問題4) および(問題5)における貸家経営と駐車場経営の賃貸開始2年目となる平成31年の税引前キャッシュフローの比較に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、収入および経常的な支出については平成30年と同じとする。

1. 駐車場経営の方が21万円キャッシュフローが良い。
2. 駐車場経営の方が29万円キャッシュフローが良い。
3. 駐車場経営の方が49万円キャッシュフローが良い。
4. 貸家経営の方が41万円キャッシュフローが良い。

## (問題7)

(設問D) 所得税における不動産等の貸付けに係る事業的規模による取扱いの差異等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれも不動産所得以外の所得はないものとする。

1. 青色申告者の行う不動産等の貸付けが事業的規模の場合は、期限内申告等の要件を満たすことにより、最高65万円の青色申告特別控除の適用を受けることができる。
2. 不動産等の貸付けが事業的規模でなければ、事業専従者控除の適用を受けたり、青色事業専従者給与を必要経費とすることができない。
3. アパートやマンションなどの賃貸を行う場合は、独立して賃貸できる部屋数がおおむね10室以上あれば、特に反証がない限り、事業的規模として取り扱われる。
4. いわゆる戸建て住宅の賃貸を行う場合は、独立して賃貸できる家屋がおおむね3棟以上あれば、特に反証がない限り、事業的規模として取り扱われる。





## 問3

布施さんは、退職金を元手に和菓子店を個人で開業しました。布施さんの平成28年分の事業所得等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、平成28年分の事業所得の金額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

## (問題8)

(設問A) 布施さんは、開業の年から青色申告の承認を受けて申告している。所得税の青色申告に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 青色申告の承認を受けた者は、青色申告特別控除額として最高65万円の控除を受けることができるが、その年に新たに開業した場合には、控除額を事業を行った月数で按分した金額が控除される。
2. 青色申告の承認を受け、かつ連続して青色申告書を提出している者は、その年において生じた純損失の金額を前年分または前々年分のいずれかの所得金額から控除して計算し、所得税額の還付を受けることができる。
3. 青色申告の承認を受けた者は、所定の帳簿書類を備えて、その帳簿書類を10年間保管しなければならない。
4. 青色申告の承認を受けようとする場合は、「所得税の青色申告承認申請書」を原則としてその年の3月15日までに提出しなければならないが、その年の1月16日以後に新たに業務を開始した場合には、業務を開始した日から2ヵ月以内に提出しなければならない。

## (問題9)

(設問B) 布施さん夫妻の平成28年分の収支等に関する資料は以下のとおりである。布施さんの平成28年分の所得税の計算上、事業所得の金額として、正しいものはどれか。なお、布施さんは妻と生計を一にしており、妻は夫の事業にもっぱら従事している。また、布施さんは「青色申告承認申請書」および「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しており、青色申告特別控除額は65万円とする。

<布施さんの平成28年分の事業収支等に関する資料>

区分	金額	備考
売上(収入)金額	845万円	商品の売上高である。
売上原価	410万円	
差引金額	435万円	
必要経費		
地代家賃	140万円	全額妻が所有する店舗に係る賃借料である。
その他	35万円	必要経費として適正である。
差引金額	260万円	
専従者給与	124万円	青色事業専従者給与に関する届出書の金額の範囲内である。

<妻の平成28年分の収支等に関する資料>

科目	金額	備考
受取家賃	140万円	上表の店舗の家賃に該当するものである。
給料	124万円	上表の専従者給与に該当するものである。
租税公課	28万円	店舗に係る固定資産税で、家事使用分はない。
減価償却費	90万円	店舗に係る減価償却費で、家事使用分はない。

1. 211万円
2. 183万円
3. 121万円
4. 93万円

(問題10)

(設問C) 布施さんは、商品配送用に貨物自動車を新車で購入しようと考えていたが、資金繰りに余裕がないため、中古車を購入した。その購入価額等が以下のとおりである場合、布施さんの平成28年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、当該中古車の取得後の使用可能年数の見積もりは困難であり、省令において定められた簡便な計算方法によるものとする。また、布施さんは税務署に償却方法を届け出たことはない。

- ・ 中古車の購入価額 150万円
- ・ 中古車の購入年月 (同月から事業の用に供した) 平成28年9月
- ・ 経過年数 2年
- ・ 貨物自動車の法定耐用年数 5年
- ・ 償却率

耐用年数	定額法	定率法
3年	0.334	0.667
4年	0.250	0.500
5年	0.200	0.400

1. 333,500円
2. 200,000円
3. 167,000円
4. 125,000円

## (問題 1 1)

(設問D) 布施さんの平成29年以降の事業計画による所得予想が以下のとおりである場合、布施さんの平成32年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、布施さんは各年分の青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に適正に提出するものとし、純損失の繰越控除の適用があるものとする。また、純損失の繰戻還付の適用は受けないものとする。

年	各種所得の金額	所得控除額
平成29年	事業所得 ▲300万円	110万円
	給与所得 120万円	
平成30年	事業所得 ▲20万円	110万円
平成31年	事業所得 40万円	110万円
	株式等の譲渡所得 115万円	
平成32年	事業所得 310万円	110万円

※事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。

1. 40万円
2. 45万円
3. 150万円
4. 155万円

## (問題 1 2)

(設問E) 布施さんの知人の千田さんは、平成28年1月に個人事業を開始した。千田さんの平成28年分の収入等が以下のとおりである場合、千田さんの平成28年分の所得税の計算上、事業所得の金額として、正しいものはどれか。

○事業所得の金額（事業専従者控除前の金額）

- ・ 収入金額                      320万円
- ・ 必要経費                      144万円

※千田さんは、過去に「所得税の青色申告承認申請書」を提出したことはない。

※千田さんは妻と同居し生計を一にしており、千田さんの妻はもっぱら事業に従事する者に該当するため、事業専従者控除の適用を受けるものとする。

※千田さんの妻以外に事業専従者はいない。

1. 88万円
2. 90万円
3. 111万円
4. 176万円

## 問4

所得税における減価償却費に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題13)

(設問A) 個人で日用品店を営んでいる細川さんは、平成28年3月に陳列棚1台を購入し、その日から事業の用に供している。購入した陳列棚に関する資料が以下のとおりである場合、細川さんの平成33年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、細川さんは、この陳列棚の償却方法について定率法を選択し届け出ている。また、計算過程および計算結果において、円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てること。

## &lt;陳列棚に関する資料&gt;

資産名	取得年月	法定耐用年数	取得価額	平成32年末の未償却残高
陳列棚	平成28年3月	8年	600,000円	150,294円

## &lt;減価償却に関する資料&gt;

法定耐用年数	定率法償却率	改定償却率	保証率
8年	0.250	0.334	0.07909

1. 11,886円
2. 37,573円
3. 47,454円
4. 50,198円

## 問5

株式等の譲渡、配当等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題14)

(設問A) 山田さんの平成28年中の株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。山田さんの平成28年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、山田さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、山田さんは、これまでに下記の表以外の株式等の取引を行っていないものとする。

銘柄	区分	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する取得費等	備考
MA株式	上場	平成25年 5月15日	平成28年 7月25日	230万円	320万円	(注1)
MB株式	上場	平成26年 1月15日	平成28年 5月12日	560万円	420万円	(注2)
MC株式	非上場	平成3年 7月8日	平成28年 3月31日	150万円	300万円	

(注1) 山田さんは、従前からA証券会社にA特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのA特定口座でMA株式の取引を行っている。なお、本年中にA特定口座で行われた取引はMA株式の譲渡のみである。

(注2) 山田さんは、従前からB証券会社にB特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのB特定口座でMB株式の取引を行っている。なお、本年中にB特定口座で行われた取引はMB株式の譲渡のみである。

1. ▲240万円
2. ▲100万円
3. ▲90万円
4. 50万円

## (問題 15)

(設問B) 池谷さんの平成28年中の上場株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。池谷さんの平成28年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、池谷さんの申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、池谷さんは、これまでに下記の表以外の株式等の取引を行っていないものとする。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する 取得費等	備考
MD株式	平成25年 7月18日	平成28年 6月17日	170万円	180万円	(注1)
ME株式	平成26年 11月13日	平成28年 5月26日	130万円	80万円	(注2)
MF株式	平成27年 2月18日	平成28年 3月18日	50万円	30万円	(注3)
MG株式	平成27年 9月11日	平成28年 12月5日	40万円	70万円	

(注1) 池谷さんは、従前からD証券会社にD特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのD特定口座でMD株式の取引を行っている。なお、本年中にD特定口座で行われた取引はMD株式の譲渡のみである。

(注2) 池谷さんは、従前からE証券会社にE特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのE特定口座でME株式の取引を行っている。なお、本年中にE特定口座で行われた取引はME株式の譲渡のみである。

(注3) 池谷さんは、平成27年にF証券会社に少額投資非課税制度の口座（以下「NISA口座」という）を開設しており、そのNISA口座でMF株式およびMG株式の取引を行っている。なお、本年中にNISA口座で行われた取引はMF株式およびMG株式の譲渡のみである。

1. 20万円
2. 30万円
3. 40万円
4. 50万円



## (問題16)

(設問C) RM株式会社に勤務する桑原さんは、RM社から付与されたストック・オプションについて、以下の条件で平成28年中にすべて権利行使をしてRM社の株式を取得し、同年中に全株式を譲渡した。桑原さんの平成28年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、税制適格要件はすべて満たしており、かつ、その適用を受ける旨の届出をしているものとする。また、平成28年中に桑原さんが譲渡した株式はこのほかになく、譲渡費用は考慮しないものとする。

## &lt; 1株当たりのストック・オプションの条件 &gt;

・ 桑原さんへの付与株数	3,000株
・ 権利付与時のRM社の株式の時価	2,500円
・ 権利行使価額	4,000円
・ 権利行使時のRM社の株式の時価	5,500円
・ 譲渡価額	6,000円

1. 150万円
2. 450万円
3. 600万円
4. 1,050万円

## (問題17)

(設問D) 大場さんが平成28年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、大場さんの平成28年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当・分配等の金額 (税引前)	備考
株式会社HX	75,000円	非上場株式。 この配当に係る配当計算期間は、6ヵ月である。
株式会社HY	105,000円	上場株式。 この配当に係る配当計算期間は、12ヵ月である。
株式会社HZ	110,000円	非上場株式。 この配当に係る配当計算期間は、12ヵ月である。
国内株式投資信託	120,000円	国内の上場株式を投資対象とする投資信託。 平成27年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。収益分配金の計算期間は1年であり、すべて普通分配金である。

※株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。

※配当・分配等の金額から控除する負債の利子はない。

※大場さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座(NISA口座)は有しておらず、平成28年中に株式等の売買は行っていない。

※平成28年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 75,000円
2. 185,000円
3. 195,000円
4. 305,000円

## (問題18)

(設問E) 工藤さんの平成28年分の所得等は以下のとおりである。配当所得について総合課税により確定申告をした場合、工藤さんの平成28年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

所得等	金額	備考
配当所得	700,000円	内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。
給与所得	11,800,000円	
雑所得	400,000円	原稿執筆による報酬である。
譲渡所得	▲300,000円	100万円で購入した骨董品を70万円で譲渡したことによる損失である。
所得控除額	2,300,000円	

1. 35,000円
2. 40,000円
3. 55,000円
4. 65,000円

## (問題 19)

(設問F) 広尾さんの平成24年から平成28年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。配当所得について申告分離課税により確定申告をした場合、広尾さんの平成28年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。なお、広尾さんは、平成24年分の所得税の確定申告以降、継続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、平成23年以前には株式等の取引を行っていないものとする。

年	上場株式に係る譲渡所得の金額	上場株式に係る配当所得の金額
平成24年	▲44万円	2万円
平成25年	20万円	6万円
平成26年	▲15万円	7万円
平成27年	13万円	2万円
平成28年	10万円	5万円

※株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。

※少額投資非課税制度による譲渡所得、配当所得は含まれていない。

※上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。

※上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 7万円
2. 8万円
3. 9万円
4. 15万円

## 問6

医療機器メーカーに勤務する住吉さん（48歳）は、住宅ローンの繰上げ返済について検討しています。住吉さんの家計等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## ＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	1,200万円以下	収入金額×5%+170万円
1,200万円超		230万円

## ＜所得税の速算表＞

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## ＜住民税の速算表＞

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

## (問題20)

(設問A) 住吉さんの平成28年分の給与収入等が以下のとおりである場合、下表に基づいて計算される住吉さんの給与収入の手取り金額（社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、住民税の調整控除については考慮しないものとする。

○住吉さんの平成28年分の給与収入等の状況

① 平成28年分の給与の収入金額	6,200,000円
② 平成28年分の給与収入より徴収された社会保険料の額	980,000円
③ 平成28年分の給与所得に対する所得税の額	*****円
④ 平成28年分の給与所得に対する住民税の額	*****円
⑤ 給与収入の手取り額 (=①-②-③-④)	*****円

※問題作成の都合上、一部「\*\*\*\*\*」で表示している。

※住吉さんにはこのほかに所得はない。

○所得控除（上記②の社会保険料控除の額を含む）

- ・ 所得税に係る所得控除額 1,800,000円
- ・ 住民税に係る所得控除額 1,680,000円

1. 4,311,500円
2. 4,777,500円
3. 4,958,000円
4. 5,757,500円

## (問題21)

(設問B) 住吉さんは、住宅ローンの繰上げ返済を実行するために、以下の資産（書画およびゴルフ会員権）の譲渡を考えている。これらの資産を平成29年7月に以下のとおり譲渡した場合、住吉さんの平成29年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	取得年月	取得費	譲渡価額	譲渡費用	備考
書画	住吉さんの父から平成15年1月に相続により取得した(注)。	不明	160万円	—	取得費は概算取得費用を用いること。
ゴルフ会員権	平成21年5月	300万円	270万円	2万円	

(注) 書画は父から相続（単純承認）により取得したものである。なお、父は昭和48年5月に祖父から相続により、この書画を取得している。

1. 350,000円
2. 390,000円
3. 510,000円
4. 700,000円





## 問7

会社員の天野さん（60歳）は、長年勤務した会社を平成28年7月に退職しました。天野さんの退職後に生じる所得に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## ＜公的年金等控除額の速算表＞

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円

## ＜所得税の速算表＞

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## (問題22)

(設問A) 天野さんに支給された退職一時金が以下のとおりである場合、天野さんが受け取った退職一時金の税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

	退職一時金支給額	備考
勤務先	2,200万円	勤続年数:30年4ヵ月
厚生年金基金	800万円	加入期間:16年

※勤続年数には、病気による休職期間2年8ヵ月が含まれている。

※天野さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

※過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当に該当するものは含まれていない。

※障害者になったことに基因する退職ではない。

※厚生年金基金の加入期間は、勤務先の勤続年数の期間内である。

1. 29,767,500円
2. 28,276,500円
3. 27,930,000円
4. 25,387,000円

## (問題23)

(設問B) 天野さんが67歳となる平成35年中に受け取る保険金等は以下のとおりである。この場合における天野さんの平成35年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

○生命保険会社からの受取額

- ・RV生命保険会社からの養老保険(注)の満期保険金の受取額 3,200,000円  
(上記の受取額に対する必要経費 2,500,000円)  
(注) 保険期間20年で、保険料は年払いであった。
- ・RW生命保険会社からの個人年金保険の年金方式による受取額 2,000,000円  
(その年分に対する必要経費 1,600,000円)

※保険料はいずれも天野さんが負担していた。

○公的年金の収入金額 3,800,000円

※老齢基礎年金および老齢厚生年金の合計額である。

なお、天野さんには、上記以外の所得はないものとする。

1. 500,000円
2. 2,885,000円
3. 2,975,000円
4. 4,300,000円

## 問8

所得税の一時所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題24)

(設問A) 川久保さんが契約している以下の保険を、平成28年中にすべて解約して解約返戻金を受け取った場合、川久保さんの平成28年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

項目	RA個人年金保険	RB終身保険
契約年月	平成2年3月	平成24年10月
支払保険料の総額	200万円	100万円
解約返戻金の額	310万円	90万円
保険契約者	川久保さん	川久保さん
被保険者	川久保さん	川久保さんの父
保険料払込方法	月払い	一時払い

※支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。

※保険料は川久保さんが負担している。

1. 25万円
2. 30万円
3. 50万円
4. 100万円



## 問9

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題25)

(設問A) 大垣さんは、平成29年1月から医療費控除制度が改正されたことを新聞の解説記事で知り、その内容に興味をもった。仮に大垣さんが平成29年中に支払う医療費等が以下のとおりである場合、大垣さんの平成29年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、その年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

治療等を受けた者	内容	平成29年中における支払金額	備考
大垣さん	薬局で購入した薬代	51,000円	全額が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当するものである。
妻	ケガの治療費	8,000円	
長女	美容整形費用	80,000円	
母	肺炎による入院費用	52,000円	この入院に係る給付金は一切受け取っていない。

※妻、長女および母は大垣さんと同居し生計を一にしている。

※大垣さんの平成29年分の総所得金額等は700万円である。

※大垣さんは、平成29年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っている。

1. 91,000円
2. 40,000円
3. 39,000円
4. 11,000円

## (問題26)

(設問B) 会社員の青山さんは、人間ドックで健康診断を受けたところ重大な疾病が見つかり、入院をして治療を受けた。青山さんの治療等に係る金額が以下のとおりである場合、青山さんの平成28年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、青山さんの平成28年分の総所得金額等は600万円である。

<治療等に関し青山さんが支払った金額>

支払年月	内容	金額
平成28年4月	人間ドックの健康診断費用	80,000円
平成28年5月	通院に係る治療費	20,000円
平成28年5月	通院時の病院までの電車代	5,000円
平成28年6月	入院に係る治療費	60,000円
平成28年7月	入院に係る手術費	130,000円
平成29年1月	虫歯の治療費	10,000円

<治療に関し青山さんが受け取った金額>

受取年月	内容	金額
平成28年9月	生命保険会社からの入院給付金	40,000円
平成28年9月	勤務先からの見舞金	10,000円

1. 145,000円
2. 150,000円
3. 155,000円
4. 165,000円

(問題27)

(設問C) 川野さんが契約している生命保険の内容と平成28年中に支払った保険料は以下のとおりである。川野さんの平成28年分の所得税に係る生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、その年分の生命保険料控除額が最も多くなるように計算すること。

保険金等の受取人	生命保険契約等	支払保険料の金額
川野さん	(旧契約) 生命保険契約	120,000円
妻	(旧契約) 個人年金保険契約	40,000円
長男	(新契約) 個人年金保険契約	15,000円
父	(新契約) 介護医療保険契約	8,000円

※川野さんは妻および長男と同居し生計を一にしているが、父とは別生計である。

※平成28年中に保険契約の新規加入や更新等を行っていない。

<所得税の生命保険料控除額>

(1) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円 以下	支払金額
25,000円 超 50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超 100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超	50,000円

(2) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約(新契約)等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円 以下	支払金額
20,000円 超 40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超 80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超	40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 120,000円
2. 105,500円
3. 98,000円
4. 90,000円

## 問10

所得税における損益通算に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題28)

(設問A) 志賀さんの平成28年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、志賀さんの平成28年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

所得の種類	金額	備考
事業所得	190万円	
不動産所得	▲220万円	土地を取得するために要した負債利子はない。
譲渡所得	▲80万円	生活用動産の譲渡による損失である。
一時所得	150万円	生命保険契約の解約による所得である。

1. 20万円
2. 45万円
3. 60万円
4. 120万円



## 問 1 1

会社員の宮野さんは、平成28年4月に築45年の中古住宅とその敷地を取得対価1,800万円で購入しましたが、耐震基準を満たしていなかったため、購入直後に700万円で耐震改修工事を行い、改修後の6月から自宅として居住を開始しました。宮野さんの所得税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、宮野さんは、住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）および住宅耐震改修特別控除の適用要件を満たしているものとします。また、宮野さんの平成28年分の給与所得等に係る源泉徴収税額（年末調整後）は、55万円です。

## （問題29）

（設問A）宮野さんの住宅の取得資金の内訳等は以下のとおりである。宮野さんが住宅耐震改修特別控除の適用を受けずに住宅ローン控除の適用を受ける場合、宮野さんの平成28年分の所得税の計算上、確定申告により受けられる住宅ローン控除の金額として、正しいものはどれか。

## ＜取得資金の内訳＞

	調達先等	金額	平成28年の年末残高	金利	返済期間
住宅および敷地の購入資金	自己資金	200万円	—	—	—
	金融機関	1,500万円	1,450万円	1.1%	20年
	父	100万円	90万円	無利子	10年
耐震改修資金	自己資金	700万円	—	—	—

1. 145,000円
2. 150,000円
3. 154,000円
4. 160,000円

## (問題30)

(設問B) 宮野さんが住宅ローン控除の適用を受けずに住宅耐震改修特別控除の適用を受ける場合、宮野さんの平成28年分の所得税に係る住宅耐震改修特別控除額として、正しいものはどれか。なお、宮野さんが行った耐震改修工事に係る国土交通大臣が定める耐震工事の標準的な費用の額は650万円であり、耐震改修工事限度額は250万円である。

1. 25万円
2. 40万円
3. 55万円
4. 65万円

## 問 1 2

納税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 3 1)

(設問A) 倉田さんは、申告期限内に提出した平成28年分の確定申告書の内容に誤りがあり、納税額を少なく申告していたことに申告期限後になって気がついた。倉田さんが行うべき所得税の手続きおよび加算税等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法定申告期限等の翌日から税務署の調査通知より前に自主的に修正申告を行った場合であっても、過少申告加算税の課税対象となる。
2. 過少申告を行っていた者が修正申告を行うことは法律上の義務であるため、修正申告を行わず税務署から更正処分を受けた場合、新たに納付すべきこととなる税額は無申告加算税の課税対象となる。
3. 修正申告により新たに納付すべきこととなる税額は、当初の申告に係る所得税の法定納期限の翌日から、原則として、その税額を納付する日までの期間について、延滞税の課税対象となる。
4. 修正申告により新たに納付すべきこととなる税額は、その修正申告書を提出した日から、その税額を納付する日までの期間について、利子税の課税対象となる。

## (問題 3 2)

(設問B) 所得税の納税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所得税については、確定申告期限までに税額の2分の1以上を納付すれば、その残額については延納をすることができる。
2. 所得税の延納をした場合であっても、利子税は課されない。
3. 所得税の振替納税は申告期限の約1ヵ月後に指定の口座から引き落としされるが、振替日までの日数に応じた利子税が合わせて引き落としされる。
4. 所得税の予定納税基準額が15万円以上である場合、予定納税により予定納税基準額の2分の1相当額をあらかじめ納付しなければならない。

## 問 1 3

消費税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。  
なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては課税期間の納税額が最も少なくなる方法によるものとします。

## (問題 3 3)

(設問A) 個人事業を営む馬場さんの消費税に係る課税売上高が以下のとおりであるとした場合、平成29年分と平成30年分について、馬場さんの課税事業者または免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<馬場さんの消費税に関する資料>

年分	期間	課税売上高	給与等の金額
平成27年分	上半期	380万円	200万円
	下半期	600万円	450万円
平成28年分	上半期	400万円	300万円
	下半期	550万円	420万円
平成29年分	上半期	1,400万円	1,050万円
	下半期	未定	未定

※上半期とは1月1日から6月30日まで、下半期とは7月1日から12月31日までを指す。

※馬場さんは、開業以来「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことはない。

※「給与等の金額」は所得税法に規定する給与等の支払金額である。

- |           |       |        |       |
|-----------|-------|--------|-------|
| 1. 平成29年分 | 免税事業者 | 平成30年分 | 課税事業者 |
| 2. 平成29年分 | 免税事業者 | 平成30年分 | 免税事業者 |
| 3. 平成29年分 | 課税事業者 | 平成30年分 | 課税事業者 |
| 4. 平成29年分 | 課税事業者 | 平成30年分 | 免税事業者 |

## (問題 3 4)

(設問B) 消費税の制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人の消費税の確定申告の申告期限は、原則として課税期間の末日の翌日から2ヵ月以内であるが、「申告期限の延長の特例の申請書」を所定の期日までに提出すれば、申告期限を1ヵ月延長することができる。
2. 課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を全額控除することができるのは、その課税期間の課税売上割合が80%以上である場合に限られる。
3. 消費税の簡易課税制度を適用することができる事業者は、課税期間の課税売上高が5,000万円以下で、かつ、所定の届出の手続きを行った事業者である。
4. 消費税の納税義務者は、納税義務が免除される場合を除き、国内で課税取引を行った場合にはその事業者であり、輸入取引を行った場合には保税地域から課税貨物を引き取る者である。

## 問14

個人住民税（道府県民税と市町村民税のことをいう）および個人事業税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<住民税の人的控除額（一部抜粋）>

区分		控除額
扶養控除	一般の扶養親族	33万円
	特定扶養親族	45万円

## (問題35)

(設問A) 飯田さん(48歳)の平成28年分の給与所得等の状況は以下のとおりである。飯田さんの平成29年度の住民税の所得控除額の合計額として、正しいものはどれか。

・ 飯田さんの給与の収入金額	800万円
・ 社会保険料控除額	120万円
・ 住民税の生命保険料控除額	7万円
・ 飯田さんと同居し生計を一にする親族の状況	
妻(45歳): 給与の収入金額	500万円
長女(18歳): アルバイト収入	90万円
長男(16歳): アルバイト収入	50万円

※平成28年12月末時点の現況である。

※障害者・特別障害者に該当する者はいない。

1. 160万円
2. 193万円
3. 226万円
4. 238万円

## (問題36)

(設問B) 平沼さんは、平成28年に個人事業を開始した。平沼さんには、そのほかに相続により取得した不動産からの賃貸収入もある。平沼さんの平成28年分の所得税青色申告決算書(一般用および不動産所得用)の内容が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上(収入)金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、1年を通して事業は行われているものとする。

科目	事業所得の金額	不動産所得の金額
売上(収入)金額	600万円	1,000万円
必要経費	680万円	420万円
差引金額	▲80万円	580万円
青色事業専従者給与	—	120万円
青色申告特別控除前の所得金額	▲80万円	460万円
青色申告特別控除額	—	65万円
所得金額	▲80万円	395万円

※平成27年から純損失の繰越控除は生じていない。

※事業所得ならびに不動産所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当する。

1. 12,500円
2. 45,000円
3. 85,000円
4. 105,000円

## 問 15

個人開業医の税金の取扱いに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題37)

(設問A) 個人開業医の課税関係に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 個人開業医の所得税の計算においては、社会保険診療報酬および自由診療報酬について概算必要経費率を用いることができる。
2. 個人開業医の社会保険診療報酬については、源泉所得税が差し引かれて入金されるため、確定申告時に所得税の前払いとして精算する。
3. 個人開業医の社会保険診療報酬については、事業税が非課税とされる。
4. 個人開業医の社会保険診療報酬については、消費税が非課税とされる。



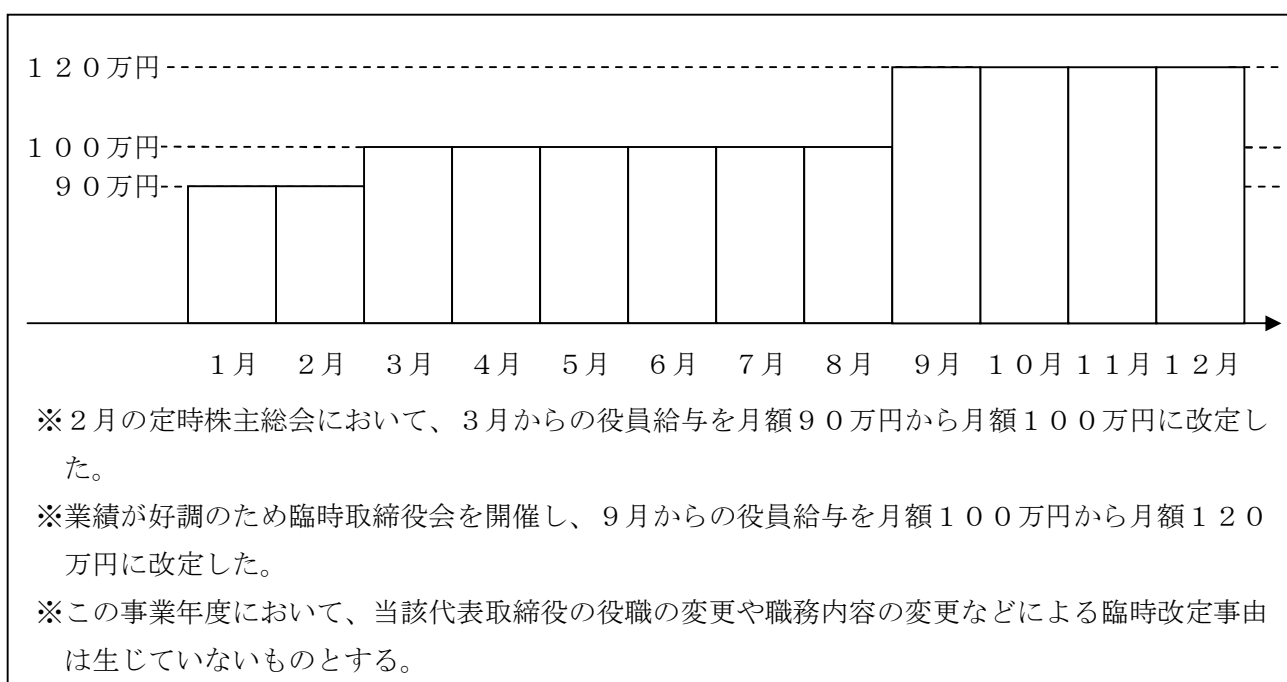


問16

大地さんは個人でベーカリーを経営していますが、店舗の増加等を計画しているため、法人成りを検討しています。法人成り等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 会社設立後のある事業年度(1月1日から12月31日までの12ヵ月とする)において、会社が代表取締役である大地さんへ毎月25日に以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および利益連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。



1. 0円
2. 80万円
3. 120万円
4. 180万円

## (問題39)

(設問B) 大地さんが、設立する会社(同族会社に該当し、事業年度は1月1日から12月31日までの12ヵ月とする)から支給を受ける役員給与等の内容が以下のとおりである場合、大地さんの給与の収入金額およびその会社の法人税の課税所得の金額の計算上、損金不算入となる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、役員給与については、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

内容	金額
定期同額給与に該当する給与	960万円
毎月定額の渡切交際費(月額10万円×12ヵ月)	120万円
大地さんの業務の遂行に係る交通違反の反則金	20万円
社宅の家賃 会社から家主への支払額(月額30万円×12ヵ月) ※大地さんからの徴収額:180万円 (税務上の適正額、月額15万円×12ヵ月)	360万円

- |            |         |        |       |
|------------|---------|--------|-------|
| 1. 給与の収入金額 | 1,080万円 | 損金不算入額 | 20万円  |
| 2. 給与の収入金額 | 1,080万円 | 損金不算入額 | 140万円 |
| 3. 給与の収入金額 | 1,100万円 | 損金不算入額 | 20万円  |
| 4. 給与の収入金額 | 1,100万円 | 損金不算入額 | 140万円 |

## (問題40)

(設問C) 法人税と所得税の取扱いに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 法人では、代表取締役を支給した定期同額給与は、不相当に高額な部分の金額を除き損金に算入することができるが、個人事業では、事業主に支給した給与を必要経費に算入することはできない。
2. 法人では、代表取締役と生計を一にする配偶者について、もっぱら事業に従事していなくても支給した給与を損金に算入することができるが、個人事業では、事業主と生計を一にする配偶者について、事業に専従していなければ支給した給与を必要経費に算入することはできない。
3. 法人では、代表取締役を支給した退職金は、不相当に高額な部分の金額を除き損金に算入することができるが、個人事業では、事業主に支給した退職金を必要経費に算入することはできない。
4. 法人では、代表取締役と生計を一にする配偶者に支給した退職金は、不相当に高額な部分の金額を除き損金に算入することができるが、個人事業においても、青色事業専従者に支給した退職金を必要経費に算入することができる。

## (問題4 1)

(設問D) 大地さんは、法人成りに当たり大地さん一人が出資を行い、親族等を役員として迎えようと考えている。大地さんの将来の組織構想が以下のとおりである場合、法人税法上の役員に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

関係	役職	備考
大地さん	代表取締役	
大地さんの弟	常務取締役工場長	
大地さんの妻	経理部長	経営に従事している。
大地さんの妻の兄	相談役	経営に従事している。
大地さんの友人	取締役営業部長	

1. 大地さんの弟は、税務上の使用人兼務役員となることができる。
2. 大地さんの妻は、税務上のみなし役員に該当しない。
3. 大地さんの妻の兄は、税務上のみなし役員に該当しない。
4. 大地さんの友人は、税務上の使用人兼務役員となることができる。



## 問17

株式会社MKは、資本金1,000万円（従業員数20人）の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人の1年決算法人です。MK社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの事業年度（以下「当期」という）の法人税に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、MK社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しています。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

## (問題42)

(設問A) 当期における接待交際費勘定の内訳は以下のとおりである。当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

## 【当期において損金経理により交際費勘定に計上した金額】

・ MK社の10周年記念パーティーに得意先を招待した費用（参加人数150人） 宴会にかかる飲食費（1人当たり13,000円）	1,950千円
・ 得意先をゴルフで接待した際に支出したプレー代 (このうち50千円は昼食代として支出した1人当たり5,000円未満の飲食費の額であり、飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている)	670千円
・ 得意先を接待するために要した飲食費 1人当たりの金額は5,000円を超えている。 (このうち200千円はMK社名義のクレジットカードで支払われたものであり、期末においては未払いである)	1,800千円
・ 売上割戻しの代わりに実施した特約代理店の観光旅行費用	2,750千円
・ その他税務上接待交際費と認められる金額 (接待飲食費に該当するものは含まれていない)	4,750千円

1. 1,170千円
2. 3,720千円
3. 3,870千円
4. 3,920千円

## (問題43)

(設問B) 当期における減価償却資産の取得状況は以下のとおりである。当期の法人税額の計算上、これらの資産に係る減価償却費について、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、法人税額が最も少なくなるように計算すること。また、MK社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

種類	取得価額	当期償却費	法定耐用年数	備考
事務所建物	28,000千円	1,300千円	22年	(注1)
応接セット	800千円	800千円	8年	(注2)
電子計算機	960千円	960千円	4年	(注3)

(注1) 事務所建物は、当期7月4日に取得し、同日より事業の用に供している。

(注2) 応接セットは、当期7月4日に取得し、同日より事業の用に供している。

(注3) 電子計算機は、当期8月1日に単価120千円のを8台取得し、同日より事業の用に供している。

## &lt;償却率等&gt;

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
8年	0.125	0.250	0.334	0.07909
22年	0.046	0.091	0.100	0.03182

1. 612千円
2. 1,356千円
3. 1,406千円
4. 2,116千円

## (問題 4 4)

(設問C) 当期における貸倒損失勘定の内訳は以下のとおりである。当期の法人税額の計算上、これらの貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

取引先名	貸倒損失の金額	備考
A社	3,600,000円	当期中に取引先A社に対して民事再生法による再生計画認可の決定が行われ、同社に対して有している売掛金600万円のうち60%が切り捨てられることになった。
B社	2,000,000円	B社に対し貸付金200万円を有しているが、同社の資産状況および支払い能力からみて、全額が回収できないことが明らかになったため、貸付金の全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
C社	1,499,999円	継続的取引先であるC社に対し貸付金150万円を有しているが、経営状態が悪化し、最後の弁済を受けてから1年以上経過している。そのため、当期末に備忘価額1円を控除した残額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。

1. 1,499,999円
2. 3,499,999円
3. 3,600,000円
4. 5,099,999円

## (問題45)

(設問D) MK社の同業他社である株式会社ML(資本金1,000万円)の課税所得の推移が以下のとおりである場合、第11期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、ML社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について青色申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	繰越控除前課税所得金額
第1期	平成18年7月5日～平成18年12月31日	▲5,200,000円
第2期	平成19年1月1日～平成19年12月31日	▲2,800,000円
第3期	平成20年1月1日～平成20年12月31日	▲1,200,000円
第4期	平成21年1月1日～平成21年12月31日	1,500,000円
第5期	平成22年1月1日～平成22年12月31日	800,000円
第6期	平成23年1月1日～平成23年12月31日	1,200,000円
第7期	平成24年1月1日～平成24年12月31日	600,000円
第8期	平成25年1月1日～平成25年12月31日	1,000,000円
第9期	平成26年1月1日～平成26年12月31日	▲700,000円
第10期	平成27年1月1日～平成27年12月31日	500,000円
第11期	平成28年1月1日～平成28年12月31日	5,000,000円

1. 700,000円
2. 1,400,000円
3. 4,200,000円
4. 4,300,000円



## 問18

法人が契約した生命保険、役員と法人の取引に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題46)

(設問A) 株式会社KAの代表取締役である最上さんは、平成28年3月31日に同社を退職した。KA社が平成28年5月に以下のような保険の解約返戻金の受領および退職金の支給を行った場合に、KA社の当事業年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の法人税における課税所得の金額の計算上、減少する所得金額として、正しいものはどれか。なお、最上さんはKA社を退職後、会社の経営には一切携わっておらず、役員報酬も受け取っていない。

① KA社が受け取った最上さんを被保険者とする生命保険の解約返戻金	9,000万円
② 解約返戻金受取時の貸借対照表上の保険積立金	7,000万円
※この金額のうち①の生命保険に係るものは4,000万円である。	
③ KA社より最上さんに支給された退職一時金	10,000万円
※最上さんに対する退職一時金の税務上の適正額は8,000万円である。	

1. 1,000万円
2. 3,000万円
3. 5,000万円
4. 6,000万円

## (問題47)

(設問B) 株式会社KBの取締役である宇野さんは、平成28年中に個人所有の土地をKB社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、宇野さんの平成28年分の所得税の計算上、この土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、この土地は宇野さんの居住の用に供されたことはない。

＜土地の取得に関する資料＞

- ・ 購入年月 平成8年5月
- ・ 土地の取得費 3,200万円

＜土地の譲渡に関する資料＞

- ・ 譲渡年月 平成28年11月
- ・ 土地の譲渡価額 4,100万円
- ・ 土地の譲渡時の時価 7,200万円
- ・ 譲渡費用 150万円

1. 250万円
2. 400万円
3. 750万円
4. 3,850万円

## (問題48)

(設問C) 株式会社KCは、所有する時価800万円（帳簿価額1,100万円）の絵画をKC社の取締役である谷口さんに200万円で譲渡した。この場合におけるKC社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 譲渡した絵画の時価の2分の1に相当する金額と譲渡価額の差額200万円が谷口さんに対する役員給与となる。
2. 譲渡した絵画の帳簿価額の2分の1に相当する金額と譲渡価額の差額350万円が谷口さんに対する役員給与となる。
3. 譲渡した絵画の時価と譲渡価額の差額600万円が谷口さんに対する役員給与となる。
4. 譲渡した絵画の帳簿価額と譲渡価額の差額900万円が谷口さんに対する役員給与となる。

## 問19

次のS C株式会社の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、問題の性質上、財務諸表の一部を空欄にしています。

製造原価報告書		
自 平成28年4月 1日		
至 平成29年3月31日		
(単位：百万円)		
I 直接材料費		2,100
II 直接労務費		2,900
III 製造間接費		
間接材料費	700	
間接労務費	400	
間接経費	500	1,600
当期総製造費用		( )
期首仕掛品棚卸高		500
計		( )
期末仕掛品棚卸高		600
当期製品製造原価		( )

損益計算書		
自 平成28年4月 1日		
至 平成29年3月31日		
(単位：百万円)		
I 売上高		10,000
II 売上原価		
期首製品棚卸高	800	
当期製品製造原価	( (ア) )	
計		( )
期末製品棚卸高	900	( )
売上総利益		( )
III 販売費および一般管理費		2,000
営業利益		( )

貸借対照表		平成29年3月31日現在	
		(単位：百万円)	
[資産の部]		[負債の部]	
I 流動資産		I 流動負債	
現金預金	1,500	買掛金	900
売掛金	1,400	短期借入金	4,600
材料	100	流動負債合計	5,500
仕掛品	( )		
製品	(イ)	II 固定負債	
流動資産合計	( )	長期借入金	( )
		固定負債合計	( )
II 固定資産		負債合計	( )
建物	2,500	[純資産の部]	
機械装置	1,800	資本金	2,000
工具	700	利益剰余金	2,500
土地	3,000	純資産合計	4,500
固定資産合計	8,000	負債・純資産合計	12,500
資産合計	12,500		

## (問題49)

(設問A) 財務諸表の空欄 (ア)、(イ) にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

1. (ア) 6,500 (イ) 800
2. (ア) 6,500 (イ) 900
3. (ア) 7,700 (イ) 800
4. (ア) 7,700 (イ) 900

## (問題50)

(設問B) SC社の財務諸表等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 自己資本比率は35%を超えている。
2. 流動比率は100%を超えている。
3. 売上高営業利益率は20%を超えている。
4. 損益計算書が黒字である場合は、キャッシュフローも常に黒字である。